

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の負託に応えることを企業経営の基本的使命と考え、この基本的使命を踏まえた上で、従業員、顧客を含む取引先、債権者等といったあらゆるステークホルダーに対する社会的責任を果たしていかなければならないと考えております。
当社は、この社会的責任を全うするために公正かつ透明性の高い経営を重視し、コンプライアンスの徹底と情報の適時開示に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新 2014年12月31日時点

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田村 健三	1,042,000	6.96
島津 英樹	892,000	5.96
林 徳亮	717,600	4.79
野口 英吉	704,200	4.70
株式会社インフォメーションクリエイティブ	500,000	3.34
今西 信幸	458,800	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	368,000	2.46
フュージョンパートナー従業員持株会	311,700	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	263,700	1.76
株式会社証券ジャパン	232,100	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 昇一	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 昇一	○	——	<社外取締役選任理由> 弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かしていただくためであります。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しております。一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人・内部監査人・内部統制担当と必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を監視できる体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長井 紘	公認会計士													
田尾 啓一	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長井 紘	○	——	<社外監査役選任理由> 公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役に適任であると判断しております。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しております。一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
田尾 啓一	○	——	<社外監査役選任理由> 公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役に適任であると判断しております。 <独立役員指定理由> 東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2」に定められた事項のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しております。一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、定款で定める報酬限度額(年額500,000千円)以内において取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会において検討される事項については、事前に取締役及び常勤監査役から社外取締役及び社外監査役へ概要説明を行い、必要に応じて資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役・取締役会

業務執行及び経営の重要事項に関しては、毎月1回以上開催される定時取締役会の他、重要な業務執行に係る円滑な意思決定のため、随時、臨時取締役会を開催し協議及び決定がなされております。

代表取締役は業務執行の状況を報告し、法令及び定款等に違反していないか監督しております。

組織管理規程及び職務権限規程により、日常的な業務活動の権限及び責任を明確化し、遅滞なく公正な組織運営ができる体制をとっております。

社外取締役及び社外監査役は、会社と利害関係がなくかつ独立性が高く、取締役会において客観的かつ中立的なチェック機能を担っております。

(2) 経営会議

重要な業務執行に係る意思決定及び取締役会付議事項の事前協議の機関として、代表取締役社長及び取締役を構成員とする経営会議を設置し、毎月2回以上開催しております。

経営会議においては、企業集団全体に係る重要な事業戦略や経営上の課題を協議しており、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する等、コンプライアンス及び事業リスクを重視しつつ慎重な討議を行っております。

(3) 監査役・監査役会

監査役監査につきましては、監査役3名が取締役会への出席及び業務執行状況の監査等を通じて、各々の専門分野に基づいた監査を行う他、監査役会で決定した年度計画に基づき実査を行っております。

また、常勤監査役は日常的に取締役と面談し、意見並びに情報交換を行っております。

常勤監査役は、会社業務に精通し経営管理に相当程度の知見を有しており、社外監査役は、財務・会計・法務に関する専門的見地からのチェック機能を担っており、会社と利害関係がなくかつ独立性が高い専門家を選任しております。

監査役長井絃は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(4) 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、太陽有限責任監査法人の指定有限責任社員及び業務執行社員である荒井巖及び池田哲雄であります。

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名及びその他4名であり、その他は公認会計士試験合格者であります。

同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、継続監査年数は7年以内であるため、記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役及び専門性並びに独立性が高い監査役による経営監視体制は、健全で効率的な業務執行を行う体制として実効性があり、経営環境の変化に対する迅速かつ的確な対応に適合しており、現在の体制は有効に機能していると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を早期発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会をアナリスト・機関投資家向けに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・IRに関するURL http://www.fusion-partner.jp/ir/ ・掲載している投資者向け情報 決算情報、決算情報以外の適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室長 南 陽子	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ上にて「IRポリシー」を開示しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当企業集団は持株会社体制を採用しており、事業運営に関しては連結子会社にて行っております。連結子会社の内部統制については、持株会社である当社が業務執行体制におけるチェック機能及び監査機能の他、内部統制担当においてリスクの把握及び連結子会社執行組織による統制の有効性を評価し、経営会議又は取締役会にて対応策を検討する体制をとっております。

専門性の高いリスク評価及び対策検討に際しては、必要に応じて顧問弁護士・税理士・公認会計士等外部の専門家からのアドバイスを受けております。

業務執行体制・内部統制体制・情報セキュリティ管理等については、専任の管理担当者を配置し、経営及び業務執行上のリスクを把握並びに評価し、対応策を実施しております。

内部監査につきましては、役員及び従業員の業務遂行における不正並びに錯誤の予防及び業務改善に資するために、監査役会とは別に内部監査人1名を設置しており、年度計画に基づき連結子会社を含む業務監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係については、断固としてこれを排除いたします。

また、反社会的勢力から接触を受けた時は、警察等へ情報提供するとともに、不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、弁護士等と連携し、組織として毅然とした態度で対処いたします。

・整備状況

経営管理本部に不当要求防止責任者を設置しております。

また、対応マニュアルを整備し、全社員へ定期的な社内研修を実施する等、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

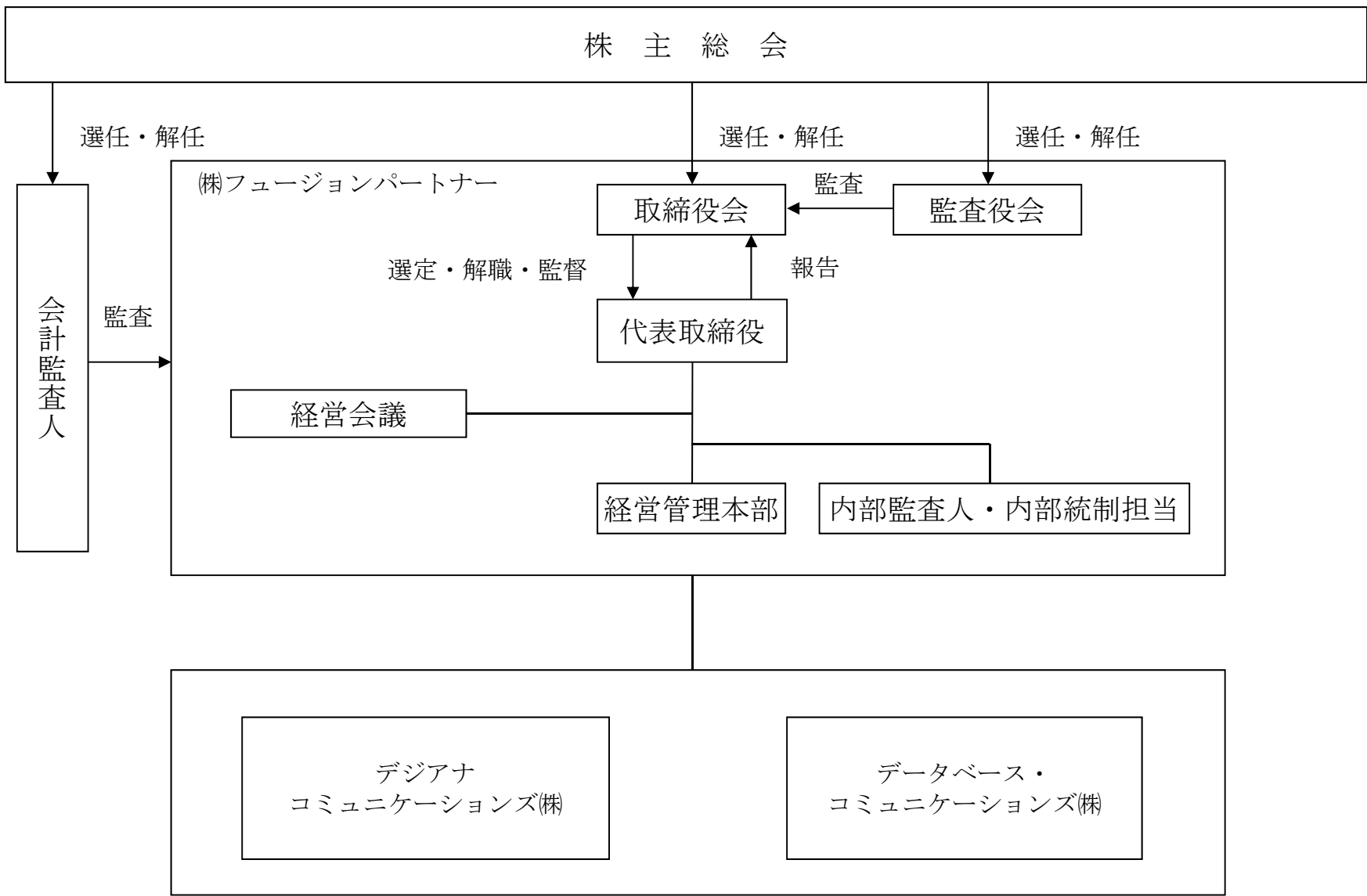
なし

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。
 しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。
 万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資しないと認められた場合には、具体的な対抗措置の可否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、今後も一層、規程の整備及び監査機能の充実等、体制の強化に努めてまいります。



会社情報の適時開示の体制図は、以下のとおりであります。

